

血液製剤使用適正化方策調査研究事業における評価項目及び評価基準

1. 選考基準

別添「総合評価基準」により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2. 決定方法

入札参加希望者から入札された価格及び技術者等をもって、次の要件に該当する者の3に定める「総合評価の方法」によって得られた数値の上位最大8者（仕様書2事業委託内容（1）より、①を選択した者から4者程度、②を選択した者から4者程度）を落札者とする。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 別添「総合評価基準」に記載される評価項目のうち、必須とされた項目をすべて満たしていること。

3. 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、入札価格に対する得点配分が全体の三分の一以上とする割合とする。なお、技術等の評価項目は、①創造性または新規性等の価格と同等に評価できない項目②価格と同等に評価できる項目とに区分し、価格と同等に評価できる項目に対する得点配分（50点）と、入札価格に対する得点配分（50点）は等しいものとする。

【得点配分】

総得点：150点

価格点：50点

技術点：100点

①価格と同等に評価できない項目 50点

②価格と同等に評価できる項目 50点

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除した値を1から減じた値に50点を乗じて得た値からとする。

価格点 = $(1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 50$ 点

(3) 技術等の評価方法については、次のとおりとする。

ア. 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施の目的及び内容に応じ、事務及び業務上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ. 技術点は、必須とする項目である基礎点と、それ以外の項目である加点点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目の得点が決定される。

基礎点については、最低限の要求事項を満たしている場合には配点された得点が与えられ、満たしていない場合は0点となる。なお、基礎点の得点を0点とする評価者がおり、技術審査委員会の審査においても基礎点の得点を0点とすることが妥当であると判断された場合、その応募者を不合格とする。

ウ. 必須とする項目以外の項目については、項目ごと評価に応じ得点を与える。

エ. 各評価項目に対する得点配点は、その必要度及び重要度に応じて定める。

オ. 創造性、新規性等の価格と同等に評価のできない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価も行うものとする。

カ. 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、これを平均して技術点を算出する。ただし、上記イにおいて不合格となった者については技術点の算出は行わない。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申し込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。